

令和6年度 第1回 寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議 次第

日時：令和6年7月12日（金）
午後3時00分～午後4時30分
場所：寒川町役場東分庁舎2階第1会議室

開会

1. 委嘱状交付
2. あいさつ
3. 自己紹介 …資料1
4. 正副委員長の選出 …資料2
5. 議事録承認委員について
6. 議事
 - (1) 生活支援体制整備事業および生活支援コーディネーターについて …資料3
 - (2) 生活支援コーディネーター令和6年度事業計画 …資料4
 - (3) 生活支援コーディネーター活動報告 …資料5 ※当日配布
 - (4) 生活支援・介護予防サービスについて …資料6
7. その他
 - (1) 今後の会議日程について …資料7
 - (2) その他

閉会

配布資料

- 資料1 寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議委員名簿
資料2 寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議設置要綱
資料3 生活支援体制整備事業および生活支援コーディネーターについて（第9次寒川町高齢者保健福祉計画）
資料4 生活支援コーディネーター令和6年度事業計画
資料5 生活支援コーディネーター活動報告 ※当日配布
資料6 生活支援・介護予防サービスについて
資料7 今後の会議日程について

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議委員名簿

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日

団 体 名	委 員 名 (敬称略)
(1) 介護保険事業所連絡会の代表	み三 さわ 澤 きょう 京 こ 子
(2) 寒川町内社会福祉法人の代表	こ小 にし 西 けん 謙 ご 吾
(3) ボランティア連絡協議会の代表	え江 とう 藤 けい 恵 こ 子
(4) 寒川町シニアクラブ連合会の代表 (R6. 4. 1～)	う右 しろ 城 えい 栄 いち 一
(5) 公益社団法人寒川町シルバー人材センター	ふる古 や 谷 まさ 雅 ひろ 洋
(6) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会	いな稲 ば 葉 やす 康 ひろ 宏
(7) 寒川町地域包括支援センターの代表	さ佐 とう 藤 たかし 敬
(8) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表	やま山 ぐち 口 さち 幸 こ 子
(9) 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表 (R6. 4. 1～)	しば柴 た 田 もと 元 こ 子
(10) 公募の町民 ※1	

※1 公募中

○寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議設置要綱

平成27年11月6日

改正

平成29年4月1日

令和3年3月3日

(設置)

第1条 日常生活に支援を要する高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するために必要な生活支援サービス及び介護予防サービスの基盤整備の推進に関し必要な事項について協議を行うため、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備についての情報共有又は連携強化に関すること。
- (2) 生活支援コーディネーター（介護予防・日常生活支援事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示196号）第4に規定する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）をいう。）の選出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか生活支援サービス及び介護予防サービスの基盤整備の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険事業所連絡会の代表 1人
- (2) 寒川町内社会福祉法人の代表 1人
- (3) ボランティア団体連絡協議会の代表 1人
- (4) 寒川町シニアクラブ連合会の代表 1人
- (5) 公益社団法人寒川町シルバー人材センターの代表 1人
- (6) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会の代表 1人
- (7) 寒川町地域包括支援センターの代表 1人
- (8) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人
- (9) 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表 1人
- (10) 公募による町民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。
- 3 委員長は、推進会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮つて定める。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、高齢者の地域における生活を支えるために、医療・介護の分野だけではなく、地域における生活支援等サービスを行う団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした生活支援体制整備事業を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	関係者等で構成される寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）を中心に、町の地域資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するために必要な生活支援等サービスに関して必要な事項の協議を行い、その基盤の整備を推進します。 また、生活支援コーディネーターを配置し、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議と共に協議を行い、生活支援体制の基盤を整備し、高齢者と必要とする生活支援等サービスを結び付けるなどしていきます。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービス又は介護予防サービスの創出についての検討、第9次計画期間中に1つの創出を目標とする。 一般介護予防事業についての検討 		
生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生活支援等サービスへの理解の促進、方針の共有 生活支援等サービスの担い手の養成に向けた調査及び働きかけ 		

6. 地域包括ケアシステムについて

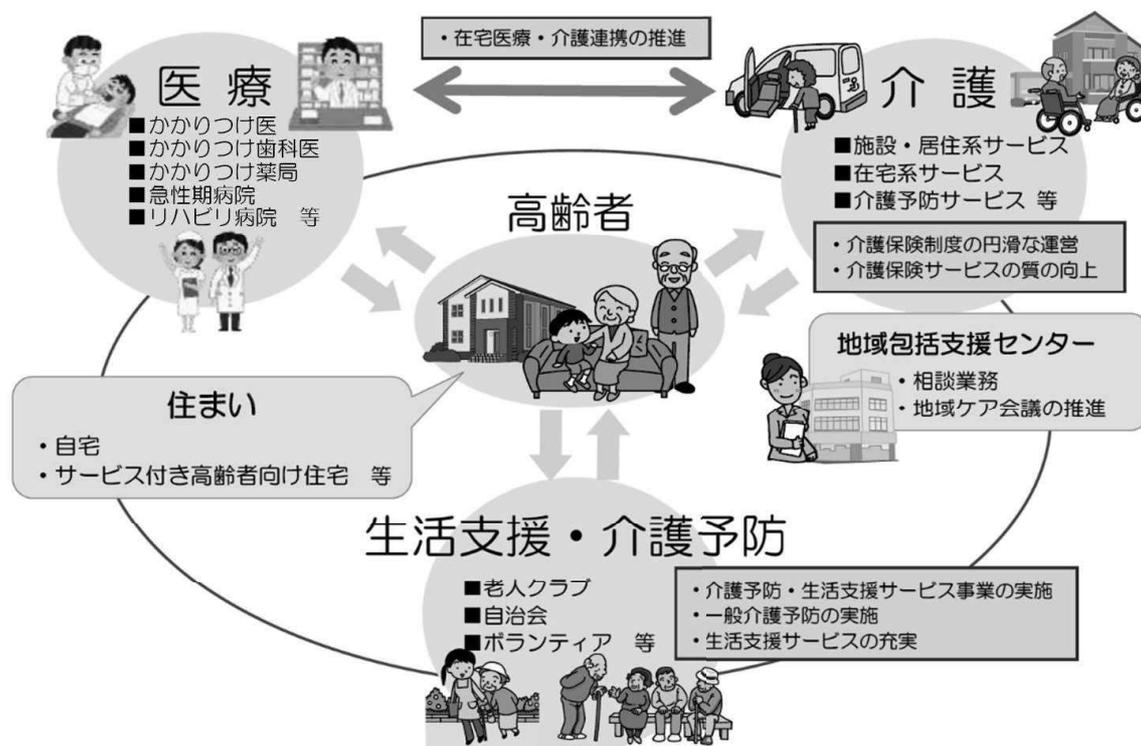
近年では、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化してきて高齢者福祉施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。

こうした背景のもと、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

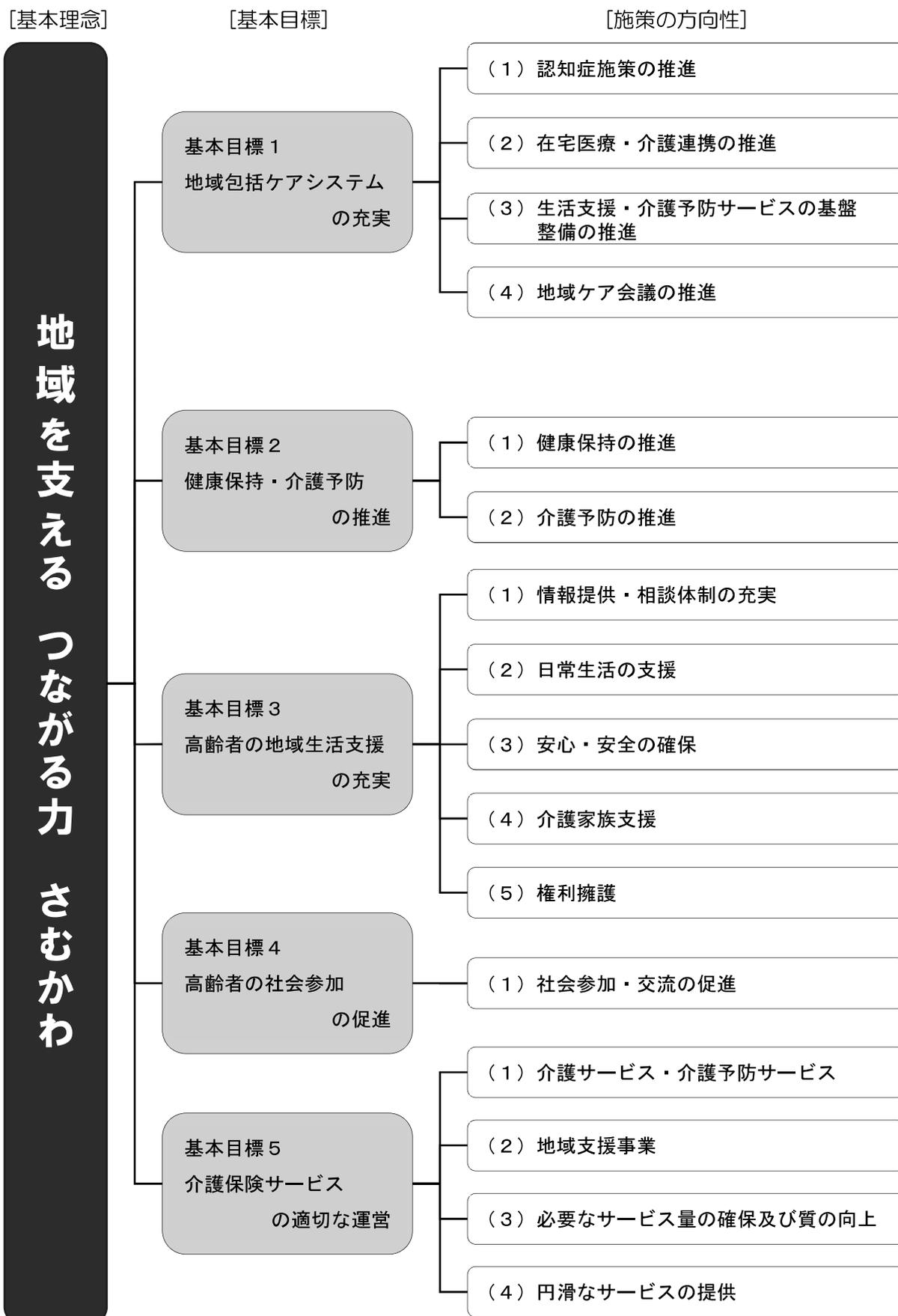
地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活の継続支援や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、その仕組みを活用することで、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ】

図 地域包括ケアシステムのイメージ



3. 施策の体系



生活支援コーディネーター 令和6年度事業計画（案）

1 経過

寒川町生活支援コーディネーター配置事業は、本会議（寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議）の委員構成団体のいずれかへ委託されることになっており、平成28年度の本会議において寒川町社会福祉協議会が候補として協議され、平成29年度より継続して寒川町社会福祉協議会が受託しています。

2 方向性

生活支援コーディネーターとしてどのように取り組みを進めるかという内容は、本会議（寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議）において検討され、本会議と生活支援コーディネーターが常に両輪の関係で町内での取り組みを進めていきます。

目指すところは、住民および多様な主体による地域の支え合い活動と高齢者の社会参加の機会を増やすことで、介護予防、健康寿命の延伸、フレイル予防等につなげ、ひいては、毎年増大する介護保険や医療に係る費用を軽減していくことです。

本会議（寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議）では、平成28年度の会議開始から各種の協議、調査等を行ってきていますが、近年は「住民主体の通いの場（何らかの参加、集い、活動の場）」を話題の中心にして、現状の把握や新たな活動の支援、またコロナ禍で中止をせざるをえなかった各種活動の動き出し支援等の状況を共有し、かつ、そこから見えてきた課題に対してのアプローチを検討してきました。

さらに、令和4年11月からは、本会議（寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議）で発行した「公園マップ」を活用した介護予防、誰でも参加できる場づくりの取り組みとして、「身近な公園で軽く体操しませんか」を開始、ラジオ体操だけでなく、さむかわ wakuwaku 体操を行い、普及にも努めています。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に生活支援コーディネーターとして参画し、地域ですでに取り組まれている各種の活動の場に町役場の専門職等が出向いてポピュレーションアプローチを実施する方法が定着してきました。医療と介護の連携の視点から、各種の取り組みが進んでいます。

上記の状況を踏まえ、令和6年度の方向性として、介護予防や参加の場（通いの場）の取り組みは様々な形で広がりを見せているので、生活支援の取り組みに重きを置いて進めていきたいと考えています。

3 具体的な取り組み（詳細は資料6にて）

- ・シニア世代必見 ワンストップ情報紙 「きょうよう」と「きょういく」ガイド
- ・身寄りのない高齢者の安心サポート

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議 と
生活支援コーディネーター は 一体であり両輪

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議は、

日常生活に支援が必要な高齢者の方に住み慣れた地域で継続して生活していただくため、必要な生活支援サービス及び介護予防サービスを滞りなく受け取っていただけるよう、サービスの基盤整備を推進するための協議を行う会議。

生活支援コーディネーターは、

上記、会議の委員の皆さんと協議をしながら、実際の取り組みを進める。

キャッチフレーズは、

寒川町に、支え・支えられ＝「お互いさま」を増やしたい

「お互いさま」の中に 高齢者(シニア)がたくさんいて欲しい

そのために、

1あるもの把握・探し 2あるもの活かし 3あるもの繋ぎ

4必要なもの把握・探し 5欲しいから自分でつくる をお手伝いします！

寒川町生活支援コーディネーター活動報告
令和6年4月～6月

【全体的なこと】

令和6年度も、引き続き、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会（以下「社協」。）が、寒川町より「寒川町生活支援コーディネーター配置事業」を受託しました。社協という「組織」で生活支援コーディネーターを受託していることから、「社協事業」において生活支援コーディネーターの役割、取り組みに資するもの※について活動報告をします。

※資するものの基準と表記について

- ・シニア世代に「関わり」がある内容のため、生活支援コーディネーターが対応
…資源開発、ネットワーク構築、コーディネート、会議の出席等
⇒以下、（関）と表記
- ・シニア世代の「参加」があるもの、シニア世代が自ら動いているもの
…住民主体の活動の場、またその土壌づくり
⇒以下、（参）と表記
- ・「生活支援コーディネーター」はSCと表記。

【定例的な活動】

- （関）岡田もくせいハイツ自治会 組長会議
- （関）県営寒川もくせいハイツ第二自治会 幹事会
- （関）社協ボランティアセンター ボランティア相談、マッチング、情報発信
- （関）民生委員児童委員協議会の定例会（全体、地区）出席 情報共有、連携
- （関）社協ボランティアセンター打合せ 出席
- （参）サロンや子どもの登下校の見守りなど、地域の支え合い活動等
- （参）ボランティア活動（個人、グループ、イベント等）
- （参）社協のふれあい・いきいきサロン 子育てサロンでのボランティア活動
- （参）寒川町シニアげんきポイント事業でのボランティア活動
- （関、参）自主活動 寒川ポールウォーキングクラブ
- （関、参）自治会、シニア連の単位クラブ、ボランティアグループ等による通いの場（サロン、お茶のみ、体操など）の開催
- （関）SCカフェ（国際長寿センターから配信）

【会議の出席】

- ①寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議
- ②地域ケア会議（個別会議）
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 担当者会議
- ④寒川町民生委員児童委員協議会定例会
- ⑤必要に応じて町内の地域密着型介護事業所が開催する運営推進会議
- ⑥必要に応じて寒川町介護保険運営協議会
- ⑦必要に応じて寒川町介護サービス事業所連絡会
- ⑧その他関係機関が主催する会議

【4月から6月の報告 トピック別に記載】

★岡田もくせいハイツ自治会関連

- ・4月から自治会長が新しい方に。
- ・毎月、組長会議に出席し、情報収集、情報提供。
- ・毎週（水）、越公園で、身近な公園で気軽に体操しませんかを継続朝、8時30分頃、もくせい第1集会所の放送設備から、「今日は9時から体操です」と自治会の副会長が放送をして下さるようになった。参加人数は大幅に増え、25名前後に。
- ・毎月第2火曜日、もくせい第1集会所で、介護予防講師派遣事業を利用し「寒川もくせいハイツ シニアお気楽体操」を開催。4月あたりに寒川もくせいハイツ全戸にチラシをポスティング。住民の方（民生委員の方も）がポスティングに合流してくださり、手分けをして対応してくださった。また、水曜日の越公園の体操でもチラシを配布し周知。参加人数は変動があるものの、毎回、初めて参加の方があり、増えてきた。10名～20名の参加人数。
- ・住民からの相談。認知症の症状がかなり進んでしまっている方の行動に、団地内の住民が対応に困っている。
→地域包括支援センターの認知症地域支援推進員とSCで住民のとの情報交換を実施。その後、対象者の方に認知症地域支援推進員が訪問等で関わりを継続中。対象者ご本人が公園の体操や集会所の体操に参加して下さることもあった。
- ・平日、集会所の開いている日に、住民が集える場所をつくっていきたいとの話が出ている。年内の開始を目指し、皆さんと相談していく。
- ・新橋アパートの建て替えが始まるため、一時的に、寒川もくせいハイツへの転居者あり。自治会への加入を進めているとのこと。※

★県営寒川もくせいハイツ第二自治会関連

- ・ 4月以降も前年度からの自治会長が継続。会長自身が、「フレイル予防」「高齢者のとじこもり、ひきこもり防止」「参加して楽しめる場所をつくる」等の視点で、常に取り組みを進めて下さっている。
- ・ シニアクラブ連合会の単位クラブ「ニコニコクラブ」が会員数減少等の状況があったところに自治会として関わりはじめ、新たな会長と、会員が20名を越え、活動が活発になってきている。自治会オリジナルのフェイクゴルフの練習会や大会にも「ニコニコクラブ」の会員が多く参加している。
- ・ 自治会長が考案！「フェイクゴルフ」。他の自治会にも広めて欲しい。

【以下、自治会長作成の資料より】

フェイクゴルフ概要

～老若男女問わず誰でも参加でき、特に高齢者においては認知機能および運動機能を要するフェイクゴルフは、フレイル予防に適したコミュニティスポーツです。

～コースは、もくせい第2集会所前の芝生の広場周辺を活用。5ホールで、距離は約128メートル、パー19とします。

～競技方法は、各ホールの指定の位置から、指定のペットボトル（500mlペットボトルに200ccの水を入れたもの）をアンダースローで投げて、カップインするまでのスコア（投球回数）で競います。

6月22日のフェイクゴルフ大会の様子 参加者24名



カップは植木鉢 身の回りにあるものを活用

- ・ 自治会として毎年、認知症サポーター養成講座を開催してくださっている。
6月23日に実施 参加20名
- ・ 新橋アパートの建て替えが始まるため、一時的に、寒川もくせいハイツへの

転居者あり。自治会への加入を進めているとのこと。※

※新橋アパートの建て替えは2期に分かれて行われるため、現在、6棟のうち3棟の住人が引越しを終えている状況。高齢者や障がいのある方も多く、引越しが大変で、おひとりで引越しが完了できない方が多々あり、自治会長への相談や住民同士での手伝いも行われた。2～3年後、建て替えが完了した棟に戻る住人の引越しと、建て替えが始まるために新橋アパートを出る住人の引越しが両方同時に発生するため、今回よりも、もっと大変なことになる。そのような状況の相談にのって欲しいとの連絡もあった。

★サロン等の集いの場、通いの場に、車で送迎を希望（足腰が弱ってきて）

- ・こすもすカフェ…社協ボランティアセンターが調整
- ・オレンジカフェ…主催者であり参加者であるメンバーが送迎を支え合う
（ボランティア行事用保険の活用）
- ・岡田すいせんサロン、岡田笑和会…オレンジカフェと同じ方法で準備中。

★身近な公園で軽く体操しませんか

- ・引き続き、
時間は、午前9時～9時30分
場所は、（月）倉見：さいど公園、（火）宮山：信玄芝原公園、
（水）岡田：越公園、（木）一之宮：一之宮公園、（金）田端：矢島公園
内容は、体ほぐし、ラジオ体操、さむかわ wakuwaku 体操
7月、8月は、暑いのでお休み。
- ・催し物や社協の事業の紹介等、チラシの配布をすると、皆さん関心をもって読んで下さり、実際に、催し物会場でお会いしたりと、出かけてみるきっかけにもなっている。特に、健康づくり体操の日は、参加につながった方が複数おられた。健康運動ボランティアさんが公園の体操でもリードして下さることがあるので、だんだんと顔なじみも増えている様子。
- ・参加者からの質問や情報交換の中で、寒川町シニアクラブ連合会の広報紙を配布して、シニア連の体操の情報を参加者同士で共有したり、誘い合ったりしている様子もあった。
- ・公園の行き帰りの道中を、参加者同士で一緒に会話をしながらという姿も見られ、また、参加者同士の情報発信もある。
- ・都市計画課より情報があり、今後、公園の体操に参加している方々へ、公園の保全活動についてのご協力もお誘いささせていただきます、みんなで公園を気持ちよく使えるように一緒に取り組んでいただけたらとのこと。先日、公園内

の木が立ち枯れてしまっているのを参加者が見つけ、放置すると倒木などが怖いとのことで、都市計画課に情報提供するなどの場面もあった。

★社協ボランティアセンター

- ・登録しているボランティアの交流の場として、「ボランティア交流会」を開催。ボランティアセンターのスタッフやボランティア同士で顔見知りが増えることで、活動の定着、継続にもつながる。交流会では、ダイヤビックという高齢者のエアロビクスを体験。おしゃべり交流会も（活動していく上での楽しいこと、困っていることなど、ざっくばらんにお喋りする時間。スタッフも同席させていただき、皆さまのお声を聴かせていただいた）。

～ダイヤ高齢社会研究財団とダイヤビックについて～

ダイヤ高齢社会研究財団は、高齢社会における諸問題を調査・研究し、啓発活動を行っている団体です。ダイヤビックは、シニアが楽しめるエアロビクスとして開発され、高齢者が無理なく安全に楽しめる運動強度とプログラムで構成されています。音楽に合わせて気軽に楽しんでください。

★介護予防講師派遣事業の利用

今年度は希望する団体が多いとのことで、半年分の4月から9月分の講師派遣が決定。10月以降について、申請手続きをする。

- ・寒川もくせいハイツ シニアお気楽体操（寒川もくせいハイツ第1集会所）
- ・ご近所さんで集まって シニアお気楽体操（寒川キリスト教会）
→参加同士がご近所で誘って、参加人数が徐々に増えている。
- ・準備中：寒川もくせいハイツ シニアお気楽体操パート2（寒川もくせいハイツ第2集会所）※

※寒川もくせいハイツは、現在、自治会が2つあるが、もともとは1つの自治会だった。現在、2つの自治会の自治会長同士、情報交換をよくしてくださっていて、「せっかく同じ団地にいるんだから、体操もそれぞれ日程を工夫して、自治会割に関係なく、住民が両方の集会所を気軽に行き来して、より多くの活動に参加できるようにしていこう」とのお考え。

★地域におけるサロン活動等

対面、飲食、歌、等々、コロナ前に実施できていたプログラムが多数、再開。

- ・越の山自治会で5月からサロンが再開。
- ・一之宮西自治会が「白梅レインボークラブ」を継続。助成金を活用予定。

寒川町生活支援・介護予防サービスについて

①シニア世代必見！ワンストップ情報紙

～「きょうよう（今日の用事）」と「きょういく（今日の行く所）」ガイド～（案）

【内容】

寒川町内で参加することのできる活動、場所を、丸ごと紹介する情報誌。町高齢介護課が発行している「65歳からのサポートブック～寒川町高齢者ガイド～」に掲載の内容の他、寒川町社会福祉協議会が把握する地域のサロン等の情報、公民館サークル等を掲載。紙ベースで作り、その内容を寒川町のホームページに掲載していただくことで、「スマホ」「パソコン」等でも情報が見れるようにする。

【理由】

介護予防、フレイル防止、孤独・孤立の解消、健康寿命の延伸に関連する取り組みは広がりを見せているが、この先も維持、拡大、情報発信を継続し、シニア世代が普段の生活の中で当たり前、自然に、介護予防につながる要素を取り入れることができようようにしたいため。

②身寄りのない高齢者の安心サポート（案）

【内容】

身寄りのない高齢者が直面する様々な問題を支える仕組みづくり。
入院、契約、金銭管理、葬式、納骨 等々・・・

【理由】

日々の相談や事業を通じた高齢者との関わりの中から、最大の課題は、「身寄りのない高齢者が介護予防、介護、最期を迎えるまでをどうするかということ。生涯独身、離婚、再婚、子ども無し、家族や親せきとの関係が悪い・希薄、死を迎えた後も身寄りがない等々、そのような高齢者はすべての問題が先送りとなり、本人が要介護となった時に噴出するため、その対応が大きな問題、負担となるため。

生活支援・介護予防サービスについて

①シニア世代必見！ワンストップ情報紙

～「きょうよう（今日の用事）」と「きょういく（今日の行く所）」ガイド～（案）

【内容】

寒川町内で参加することのできる活動、場所を、丸ごと紹介する情報誌。町高齢介護課が発行している「65歳からのサポートブック～寒川町高齢者ガイド～」に掲載の内容の他、寒川町社会福祉協議会が把握する地域のサロン等の情報、公民館サークル等を掲載。紙ベースで作成し、その内容を寒川町のホームページに掲載していただくことで、「スマホ」「パソコン」等でも情報が見れるようにする。

【理由】

介護予防、フレイル防止、孤独・孤立の解消、健康寿命の延伸に関連する取り組みは広がりを見せているが、この先も維持、拡大、情報発信を継続し、シニア世代が普段の生活の中で当たり前、自然に、介護予防につながる要素を取り入れることができようようにしたいため。

★以下追記【イメージ】

A 3 両面

（内側）寒川町の地図（公園マップのイメージ）

+ 集会所や公民館等の拠点の表記

+ 拠点で開催されている項目のみ箇条書きし、通し番号つける

（外側）通し番号順に内容の詳細を記入する

名称、内容、会場、事前予約の有無、有料OR無料、問合せ先角に発行年・月を記載 ※毎年4月発行で年1回の情報更新か

- ・冊子タイプよりも、いろんな場面で持参、配布、持ち帰りがしやすい。
- ・掲載項目を必要最小限にすることで情報の修正の負担が少ない。
- ・まず紙ベースで作製・修正し、完成したらPDFにしてデータ発信する。この繰り返しで、常に同じ内容を紙とデータで発信していることになるため、管理がしやすい。

②身寄りのない高齢者の安心サポート（案）

【内容】

身寄りのない高齢者が直面する様々な問題を支える仕組みづくり。
入院、契約、金銭管理、葬式、納骨 等々・・・

【理由】

日々の相談や事業を通じた高齢者との関わりの中から、最大の課題は、「身寄りのない高齢者が介護予防、介護、最期を迎えるまでをどうするかということ。生涯独身、離婚、再婚、子ども無し、家族や親せきとの関係が悪い・希薄、死を迎えた後も身寄りがない等々、そのような高齢者はすべての問題が先送りとなり、本人が要介護となった時に噴出するため、その対応が大きな問題、負担となるため。

★以下追記【イメージ】

進め方

本会議で、

- ①委員構成団体のそれぞれが対面する町民で、身寄りのない高齢者に関連する課題、対応事例等の情報を共有
- ②どのようなサポート体制をつくるべきかを検討し作り上げる
- ③拠点、予算、人員等を具体的にする

参考資料

- 1 南足柄市社会福祉協議会「アンカーサポート」
- 2 名古屋市社会福祉協議会「名古屋市 あんしんエンディングサポート事業」
- 3 認定NPO法人 きずなの会
- 4 日本総合研究所の資料

これからの人生 伴走します

アンカー サポート



急に入院や入所になった時の手続きを頼める人や
保証人になってくれる人がいない…

自分が亡くなった時に葬儀等を頼む人がいない

こんな時 お気軽に
ご相談ください!

相談無料 秘密厳守

一緒に考えましょう!



社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
あんしんセンター

ご利用までの流れ

相談

相談、説明を希望される方は、ご連絡ください。
内容、契約までの流れをご説明します。

面談

ご希望にそった支援が行えるよう、預貯金に関する
こと、お体のこと等をお聞きします。

計画

ご本人にあった支援の方針を立て、サービス内容
の計画を立てます。

審査

契約や計画内容が適切かどうか、審査をします。

契約

南足柄市社会福祉協議会と契約を結びます。

振込

契約後、預託金の振込を確認します。

開始

計画に基づくサービスを開始します。

相談窓口

南足柄市社会福祉協議会

あんしんセンター

電話 0465-72-2109

FAX 0465-74-3276

平日 8時30分～17時15分



※大雄山駅から徒歩5分※駐車場には立体駐車場を、ご利用ください。
(月極駐車場にはとめられません)

サービス内容

基本みまもりサービス 必ずご契約いただく必須サービスです

定期的な訪問と、電話による見守りを行います。



オプション ご希望に応じてお選びください

入院入所時支援サービス

金銭管理サービス

- ・入院中等の金銭管理をお手伝いします。
- ・市役所などの事務手続きを支援します。



書類等預かりサービス

- ・年金証書や実印などの重要書類を貸金庫にてお預かりします。
- ・現金・貴金属・美術品等は対象外です。

臨時サービス

- ・急な入院や施設に入所する際、必要となる物品をお届けします。
- ・入院中に自宅に届いた郵便物をお届けします。

保証サービス 入院入所時支援サービスの契約が必要です

- ・入院や施設への入所の際に、緊急連絡先になります。
- ・指定された連絡先へ連絡をとります。
- ・説明の立会いや保証人に準ずる事務手続きを行います。
- ・入院入所費用等は預託金から支払います。

死後事務手続きサービス

- ・死亡時の葬儀、埋葬などに関する手続きを行います。
例：遺体の引き取り、葬儀社への連絡、親族への連絡、火葬、埋葬を行います。
- ・入院・入所先にある荷物の引き上げをします。
- ・預託金による葬儀、埋葬費用の支払いをします。
- ・その他、協議の上、必要な費用の支払いや手続きを行います。

利用できる方

65歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯で、次のすべてに該当する方



- ・南足柄市内に住所があり、お住まいの方
- ・支えてくれる親族がなく、将来に不安を抱えている方
- ・契約の内容をしっかりと理解できる方
- ・生活保護を受けていない方

利用料金



		利用料	預託金
年会費 (基本みまもりサービス)		6,000 円/年	なし
オプション	入院入所時 支援 サービス	金銭管理サービス 1,500 円/1回	なし
		書類等預かりサービス 500 円/1ヶ月	なし
		臨時サービス 2,000 円/時間	なし
保証サービス		1,500 円/時間	50 万円
死後事務手続きサービス		1,500 円/時間	葬儀・埋葬に 必要な経費 + 10 万円

※必要に応じて使用した交通費として、公共交通機関の利用料金または自動車の場合 1km50 円を別途頂きます。



こうかい こうかい
人生の航海に 後悔させないおもり
...それがアンカーサポート

「アンカーサポート」～名前に込められた2つの思い～
①人生を“リレー”に見立て、今まで頑張ってきた方の人生の最終段階を伴走し、サポートするという思い
②船の錨（いかり、アンカー）は、船が漂流しないように、海底に置かれるおもり。人生に起きる荒波に耐え、漂流してしまわないよう、アンカーのようにサポートしたいという思い

ご相談等の連絡先

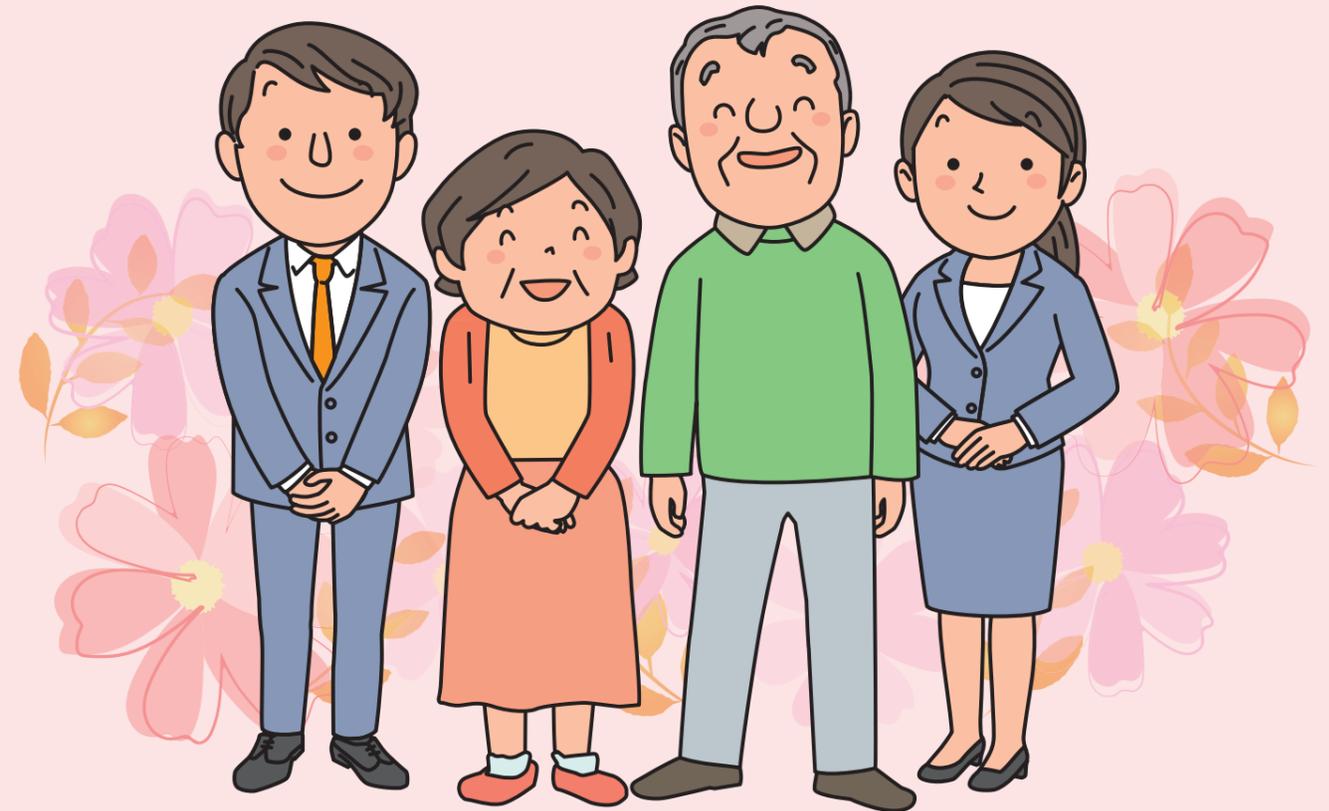
ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 電話：052-919-5013 ファックス：052-919-7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時
住所	〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階（北区総合庁舎内）

死後の葬儀・納骨、家財処分などを支援します！

名古屋市 あんしん エンディングサポート事業

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩13分



社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした、社会福祉法に位置付けられた組織です。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16区に各区社会福祉協議会があります。



名古屋市健康福祉局
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会



名古屋市あんしんエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の利用者が亡くなったときに、葬儀・納骨及び家財処分、行政官公庁等への届出などを行う事業です。名古屋市からの委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」）が実施しています。

利用できる対象は？

契約の時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- (1) 名古屋市内に居住する65歳以上で一人暮らし、直系卑属（子・孫など）がいないこと（同居人や子・孫などに認知症や障害などの事情がある場合は対象となることがあります）
- (2) 明確な契約能力を有すること
- (3) 葬儀・納骨及び自宅の家財処分を行うことができる親族がいないこと
- (4) 生活保護を受給していないこと
- (5) 市民税非課税、かつ、預貯金1,000万円以下で、不動産を所有していないこと（現在居住している不動産などは除きます）
- (6) 見守りサービスを受けることに同意すること
- (7) 契約時に預託金を一括で預託できること（葬儀・納骨の費用は一括納付、家財処分の費用は状況に応じ分割も可能です）
- (8) 原則、遺言（自筆証書遺言書保管制度^{注1}の利用または公正証書遺言^{注2}）により遺言執行者^{注3}を定めていること

預託金とは？

契約時に以下の預託金を本会へお預けいただきます。契約者が亡くなったとき、預託金をもとに葬儀・納骨、家財処分を実施します。

預託金の内容	金額	備考
葬儀・納骨	25万円*	・本事業の協力葬儀社の中からお選びいただけます。 ・葬儀社が遺体を引取り火葬場で火葬した後、指定の納骨・合祀先に納骨します。
家財処分 ※自宅が賃貸住宅の場合	業者の見積額	・本事業の協力家財処分業者の中からお選びいただけます。

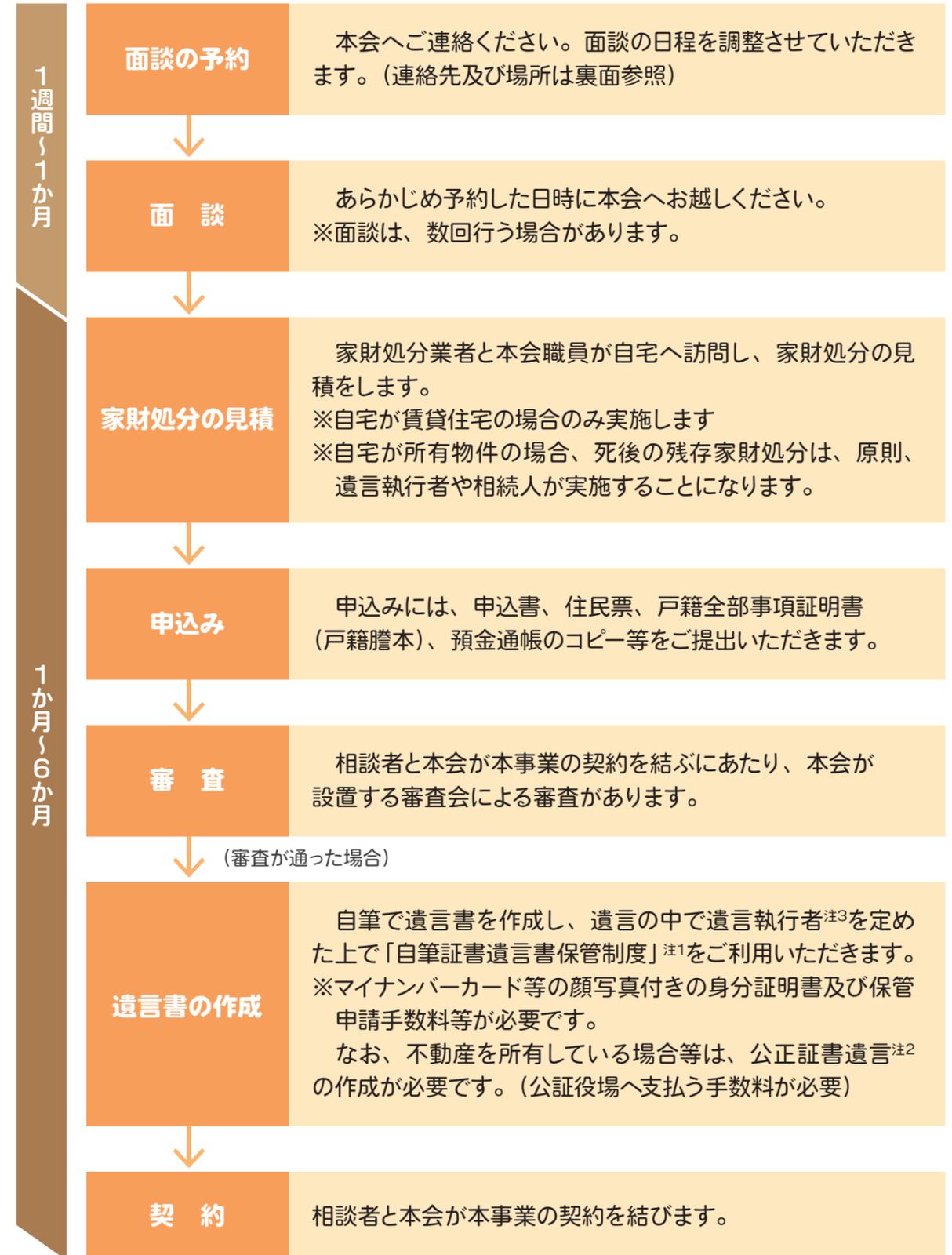
※個別の事情等により、指定の納骨・合祀先への納骨を行わない場合、納骨の方法により金額の増減があります。

サービス内容は？

● 生前の見守り・安否確認サービス	・月1回の電話、6か月に1回の自宅への訪問による見守りを行います
● 葬儀・納骨の実施 ● 賃貸住宅の家財処分・明渡しに伴う諸手続き	・葬儀社が遺体を引取り、火葬場で火葬した後、指定の納骨先に納骨します ・残存家財を家財処分業者が処分します ・賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続きを行います
● 死亡に伴う行政官庁への届出 ● 公共料金の収受機関等への連絡	・医療保険証、介護保険証等の返却、年金事務所や公共料金の収受機関への死亡連絡などを行います

利用（契約）までの流れは？

(目安)



注1 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預ける制度です。

注2 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。

注3 遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。

ぎずなの会は 認定NPO法人になりました

テレビCM・ラジオCM 放送中

[CM動画はこちら](#)

[トップページ](#)

[ぎずなの会とは](#)

[身元保証](#)

[生活支援](#)

[葬送支援](#)

[弁護士法人
による支援](#)

[ご契約と
費用について](#)

[よくあるご質問](#)

[最新情報](#)

[イベント情報](#)

[採用情報](#)

入院・転院などの際に 身元保証



入院・退院、入居、入所などの際、ご親族に代わり、ぎずなの会が身元保証を行います。

日常生活をサポート 生活支援



緊急を要する病気やケガなどがあつた場合、24時間365日ぎずなの会が支援いたします。

葬儀の手配から納骨まで 葬送支援



万一の時も、葬儀場の手配から葬儀、納骨まで、一貫してぎずなの会がお手伝いいたします。

預託金の保管、金銭の管理 弁護士法人による支援



ぎずなの会は弁護士法人と提携しているため、金銭管理や後見人契約などの法律問題も安心です。

認定NPO法人
ぎずなの会について
まずはこちらをクリック

ぎずなの会のことがよくわかる
資料請求はこちら
※PDFパンフレットデータもダウンロードいただけます。

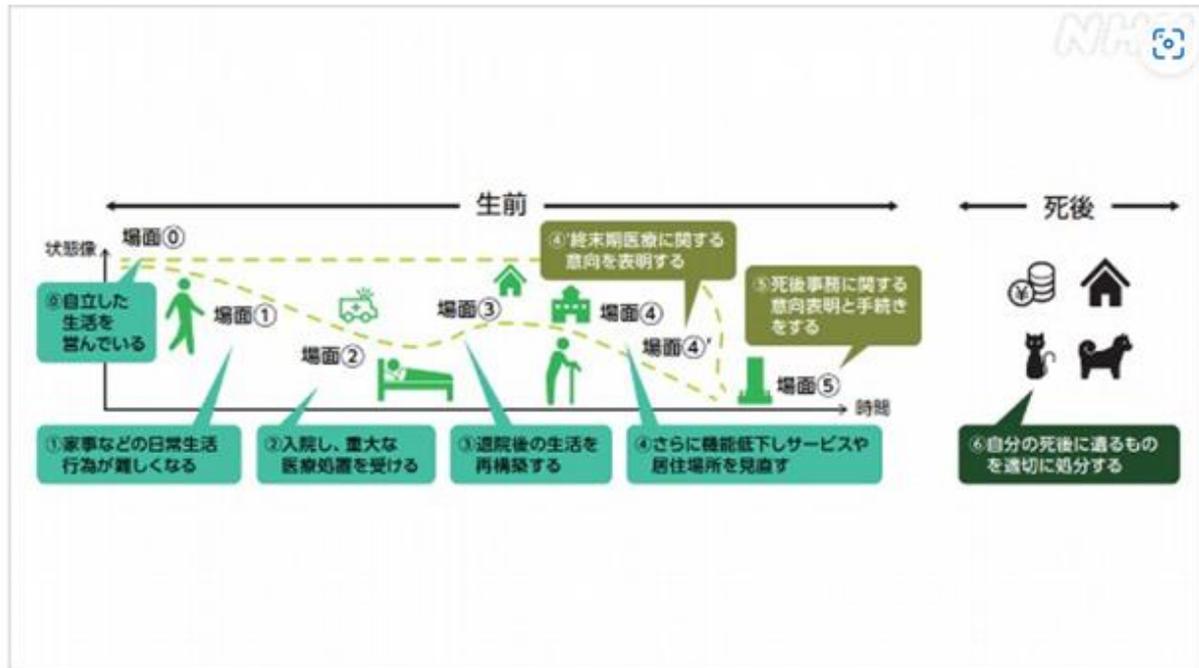
支援・活動
レポート
一覧はこちらをクリック

イベント
スケジュールの
ご確認はこちら

岐阜県	岐阜事務所	> 詳しくはこちら	〒500-8381	岐阜市市橋3-8-3 江崎ビル2E	TEL 058-278-4377 FAX 058-278-4378
滋賀県	彦根支局	> 詳しくはこちら	〒522-0075	彦根市佐和町11-30 アイシービル7階C	TEL 0749-27-9500 FAX 0749-27-9501
大阪府	大阪事務所	> 詳しくはこちら	〒541-0047	大阪市中央区淡路町2-6-5 井上ビル2A	TEL 06-6203-8666 FAX 06-6203-8667
静岡県	静岡事務所	> 詳しくはこちら	〒422-8062	静岡市駿河区稲川3-1-24 内山ビル2階	TEL 054-654-5070 FAX 054-654-5071
	浜松事務所	> 詳しくはこちら	〒430-0933	浜松市中央区鍛冶町140-4 浜松Aビル北館5階D	TEL 053-489-3815 FAX 053-489-3816
東京都	東京事務所	> 詳しくはこちら	〒171-0021	豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル2階	TEL 03-5911-3400 FAX 03-3985-6788
	八王子支局	> 詳しくはこちら	〒192-0904	八王子市市安町4-15-19 ハネサム八王子4階	TEL 042-649-7190 FAX 042-649-7191
埼玉県	さいたま支局	> 詳しくはこちら	〒330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル4階	TEL 048-642-8607 FAX 048-642-8608
	所沢支局	> 詳しくはこちら	〒359-1115	所沢市御幸町5-8-1F	TEL 04-2929-0701 FAX 04-2929-0702
神奈川県	横浜支局	> 詳しくはこちら	〒231-0023	横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル10階	TEL 045-680-5511 FAX 045-680-5514

“家族代わり”の「高齢者終身サポート」とは

こうした「身元保証」などを行う民間のサービスは最近になって「高齢者等終身サポート事業」という言葉で整理され、一人暮らしの高齢者の増加を背景に各地で増えています。



寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議
令和6年度 会議日程 調整用紙

お忙しいところお手数をおかけします。
下記、日程案に○×で記入をお願いいたします。

お名前	
-----	--

【第1回】

令和6年7月12日(金)15時～16時30分 会場は寒川町役場東分庁舎2階

【第2回(案)】9月 会場は寒川町健康管理センター(寒川町社協)

9月25日(水)	9月27日(金)	9月27日(金)	9月30日(月)	9月30日(月)
15時～16時30分	10時30分～12時	13時30分～15時	13時30分～15時	15時～16時30分

※書面開催の場合もあります。

【第3回(案)】11月 会場は寒川町健康管理センター(寒川町社協)

11月19日(火)	11月19日(火)	11月22日(金)	11月22日(金)	11月25日(月)
10時30分～12時	13時30分～15時	10時30分～12時	13時30分～15時	15時～16時30分

※書面開催の場合もあります。

【第4回(案)】1月 会場は寒川町健康管理センター(寒川町社協)

1月22日(水)	1月22日(水)	1月23日(木)	1月27日(月)	1月31日(金)
10時30分～12時	13時30分～15時	10時30分～12時	15時～16時30分	10時30分～12時

連絡事項等

※ご提出は、7月12日(金)の会議開催時にお願ひ致します。

それ以降の場合は、町社協・浅野宛に、電話(0467(74)7621)、ファックス(0467(74)5716)、メール(chiiki@samukawashakyo.jp)、窓口に直接(寒川町健康管理センター1階)のいずれかでお願ひ致します。